

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		08-01-05		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		区営住宅等管理運営費		部課名		福祉部福祉推進課		
				課長名		吉野		
				担当者名		関沢		
				内線		2614		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-08-01 区営住宅等管理運営費						
		01-08-02 区営住宅借上料						
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 4年度		根拠		公営住宅法及び同施行令、区営住宅条例及び施行規則		
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等				
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系		分野		IV 環境先進都市				
		政策		08 良好で快適な生活環境の形成				
		施策		02 快適な居住環境の形成				
目的		住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、区が建設した住宅と民間から借り上げた住宅を、区営住宅として所得に応じた低料金で提供する。						
対象者等		住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者(1)区内に引き続き5年以上居住していること(2)独立して日常生活を営めること(3)前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること(4)65歳以上の一人暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上のみの二人世帯						
内容		1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 住宅名 所在地 管理開始 戸数(区営143戸・都営50戸) (1)西尾久七丁目住宅(借上型) 西尾久7-19-11 H4.4.28 単身29戸、世帯5戸 (2)西尾久三丁目住宅(借上型) 西尾久3-21-12 H5.7.29 単身34戸、世帯5戸 (3)南千住二丁目住宅(借上型) 南千住2-32-3 H5.5.21 単身12戸、世帯6戸 (4)町屋七丁目住宅(建設型) 町屋7-2-15 H5.4.1 単身20戸、世帯3戸 (5)町屋五丁目住宅(建設型) 町屋5-9-2 H10.5.1 単身21戸、世帯8戸 ※身体障がい者用含む (6)都営南千住四丁目住宅(都営) 南千住4-9-3 H12.5 単身43戸、世帯7戸 ※(6)は、都都市整備局が建物管理及び入居募集事務を実施し、区は事務室等の維持管理を行う。 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認、生活相談及び住宅管理等						
経過		○平成4年度に民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久七丁目住宅を開設した。 ○平成5年度には、区建設により町屋七丁目住宅を開設し、あわせて高齢者住宅条例を制定した。さらに、同年度地域特別賃貸住宅制度に基づく国庫補助等を活用し、民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久三丁目住宅及び南千住二丁目住宅を開設した。 ○平成10年5月には、公営住宅法に基づき区が建設した町屋五丁目住宅高齢者・障害者住宅の開設を機に、高齢者住宅条例を廃止し、区営住宅条例を制定した。 ○平成12年5月からは東京都の都営南千住四丁目住宅シルバーピアに荒川区がふれあい協力員を設置した。						
必要性		平成29年度の申込倍率は8.0倍(単身・世帯合計)と高く、高齢者用区営住宅の必要性はある。						
実施方法		(2一部委託) (直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員) 建物管理は外部委託。(H18から指定管理者制度導入。H24～東急コミュニティー/H29指定管理料23,198千円 H30～東京都住宅供給公社/H30指定管理料18,527千円)						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	入居率(%)	100	100	100	100		100
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続		現状の規模で事業を継続しつつ、高齢者向け借上げ住宅の契約内容も含めて、高齢者住宅のあり方を検討していく。				

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	176,230	186,599	168,349	181,376	157,841	160,450	170,353
決算額(30年度は見込み)	169,966	170,592	163,221	172,556	152,334	152,104	170,353
実績の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)							
単身退去数(戸)	16	9	9	9	10	14	11
世帯退去数(戸)	0	2	2	2	5	1	3
単身入居数(戸)	12	13	5	4	6	2	4
世帯入居数(戸)	2	3	1	2	3	1	2

平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	
報酬	ふれあい協力員報酬	4,800	報酬	ふれあい協力員報酬	4,800	
報酬等	ふれあい協力員保険料・謝礼	1,280	報酬等	ふれあい協力員保険料・謝礼	1,805	
需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	4,937	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	4,930	
役務費	電話料、鑑定評価報酬	468	役務費	電話料、鑑定評価報酬	213	
委託料	指定管理料、その他の委託料	25,737	委託料	指定管理料、その他の委託料	26,121	
使用料等	借上料	105,419	使用料等	借上料	105,636	
負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	9,693	負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	8,599	
				工事請負費	町五外壁等改修工事	17,792

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	12,614	12,728	114	地方税	0	0	0
	物件費	136,561	135,958	▲603	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,600	3,600	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	10,442	9,347	▲1,095	使用料及び手数料	27,759	27,705	▲54
	減価償却費	34,923	34,923	0	その他	38,816	5,163	▲33,653
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	70,175	36,468	▲33,707
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,408	717	▲1,691	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲126,773	▲157,205	▲30,432
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲3,200	▲1,839	1,361
	行政費用合計(b)	196,948	193,673	▲3,275	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲129,973	▲159,044	▲29,071
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲129,973	▲159,044	▲29,071	

備考 行政費用では、物件費が135,958千円を占めている。内訳として、借上料が105,636千円、指定管理料等の委託料が25,179千円、光熱水費等の需用費が4,930千円、電話料等の役務費が213千円かかっている。

問題点・課題 ○施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用が増加傾向にある。
○高齢者用区営住宅の必要性はある一方、事業開始当初と住宅を取り巻く環境が変化したことから、改めて今後のあり方を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き緊急通報システムの安定的な運用を図り、他住宅への新規システム導入に向けて検討する。	緊急通報システムの安定的な運用を継続していくために、メーカーとの連絡体制を密にし、情報交換を行った。	既存システムの更新時期を迎える他住宅の新規システム導入に向けて、情報収集を行う。
②	引き続き、建物所有者に対して大規模修繕の実施を要請する。	建物所有者との話し合いの場を設け、大規模修繕の実施を要請した。	引き続き大規模修繕の実施及び賃貸借契約の見直しについて建物所有者に要請する。
③	新たなケースの発生に対応するため、入居者の家族や地域包括支援センターと連携を密にし情報共有を図る。	入居者の状態や日頃の様子等について地域包括支援センター等の関係機関に情報提供し、連携を図った。	要支援・要介護度の高い入居者について関係機関に情報提供を続けるとともに、今後の対応について検討していく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
指定管理者制度導入状況	・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、目黒区、世田谷区など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、文京区、北区など

議(会)質(問)状	平成23年三定 借上げ住宅の今後のあり方検討について 平成24年一定 高齢者住宅事業の拡大について 高齢者住宅の借上げ契約年数について 高齢者住宅の需要に対する区の考えについて
-----------	---

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-02-01		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		建築紛争相談		部課名		防災都市づくり部防災街づくり推進課		
				課長名		諸角		
				担当者名		中島・田中（伸）		
				内線		2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-03-01		建築紛争相談事務費				
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度		<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		53年度		根拠		
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度		法令等		
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系		分野		IV		環境先進都市		
		政策		08		良好で快適な生活環境の形成		
		施策		02		快適な居住環境の形成		
目的		中高層建築物の建築に伴い生じる日照障害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図る。						
対象者等		○高さ10mを超える建築物（中高層建築物）の建築主及び関係者（延べ面積10,000㎡を超える場合は都扱い） ○中高層建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の範囲内にある土地又は建築物の権利者及び居住者 ○中高層建築物による電波障害の影響を受ける者						
内容		電話及び窓口にて、随時相談を受け。建築紛争相談員が助言・指導などを行っている。専門的助言、指導を必要とするケースについては、建築紛争調整員が対応する（原則月曜日、事前予約制）。なお、当事者間の話し合いでは解決する見込みがなく、双方から紛争調整の申出があった場合には、建築紛争調整員があっせんを行う。あっせんでは、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争の解決を図る。あっせんによっても解決の見込みが無い場合は、あっせんを打ち切り、調停に移行するよう勧告することができる。 1 建築紛争調停委員（任期2年） 会長 1人 委員 5人 2 建築紛争調整員（任期2年） 6人 3 調停委員会議、調整員会議 4 特別区調停委員等連絡協議会、特別区調停委員等連絡協議会第二ブロック会						
経過		都市部における土地の高度利用化の進展に伴う、日照紛争や電波障害といった建築紛争に対する問題解決を図るため、昭和51年の建築基準法改正を契機に、中高層建築物への高さ制限には東京都日影規制条例が、紛争調整には紛争予防条例が制定され、双方セットの一貫した日照問題対策として昭和53年度からスタートした。 S53.12.7 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例制定 S54.2.15 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則制定 S57.7.9 荒川区建築紛争調整員設置要綱制定 H19.9.27 条例改正（建築主の説明会への出席を義務化） H20.5.30 条例施行規則改正 H29.4～ 専門相談体制の見直し ※27.4.1近隣まちづくり推進事業から統合（専門相談・まちづくりコンサルタント派遣）						
必要性		建築等について不安を抱く区民に対して専門的な見地からアドバイスできる体制整理しておくことは、大変重要である。また、調停委員会は裁判所における判決手続きとは異なり、専門性を発揮しつつ、簡易、迅速な処理を行うことができる。						
実施方法		（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	① 中高層建築物相談件数		601	706	539			620
	② あっせん物件解決率（%）		0	0	0			100
③							目標値は26～28年度の平均 あっせん物件件数が0件の場合、解決率は0%とした	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進		継続		生活環境の変化に不安を持つ住民が、専門家からの意見を聞ける場として重要であるが、建替え等の相談件数が減少していることから専門相談の一部相談体制を見直した。				

予算・決算額の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		2,526	2,405	2,405	2,766	2,868	2,741	2,731
決算額(30年度は見込み)		2,180	2,284	1,913	2,076	1,873	2,059	2,731
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	中高層相談件数	375	536	554	601	706	620	620
	あっせん件数	0	2	0	1	0	4	4
	専門相談件数	6	5	9	2	3	6	6
	サポーター派遣件数	41	27	26	23	28	26	26
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	委員報酬	1,604	報酬	委員報酬	2,312	報酬	委員報酬	2,312
報償費	専門相談	129	報償費	専門相談	217	報償費	専門相談	217
旅費	費用弁償	39	旅費	費用弁償	61	旅費	費用弁償	61
需用費	事務用品	10	需用費	事務用品	32	需用費	事務用品	32
負担金補助等	特別区・第二ブロック	90	負担金補助等	特別区・第二ブロック	119	負担金補助等	特別区・第二ブロック	109

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	物件費	49	66	17	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	219	207	▲12	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	556	2,627	2,071	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲13,284	▲19,871	▲6,587
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	13,284	19,871	6,587	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲13,284	▲19,871	▲6,587
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲13,284	▲19,871	▲6,587

備考 物件費66千円は調停委員の旅費及び事務費であり、補助費等207千円は特別区・第二ブロック協議会負担金及び税理士相談の謝礼である。

問題点・課題 『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』や『荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例』の整備により、近隣住民への周知等一定の調整ができたが、住民の住環境意識の高まりから、相談は今まで以上に専門的なものになっている。

問題点・課題の改善策									
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容			平成29年度に実施した改善内容および評価			平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	専門的な助言、指導を必要とする際、建築紛争相談員から調整員へ、スムーズに対応する。			区報や区のホームページで周知したこと、利用者数が大幅に増えた。			関連部署との連携を強化し、相談内容の複雑な案件にも迅速かつ、丁寧な対応を行っている。		
②									
③									
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
決議(要旨)状況	○平成20年1定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について								

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-02-02		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		建築審査会		部課名		防災都市づくり部防災街づくり推進課		
				課長名		諸角		
				担当者名		中島・田中（伸）		
				内線		2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-05-01		建築審査会事務費				
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度 ）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		58年度		根拠		
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度		法令等		
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分				
				<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系		分野		IV 環境先進都市				
		政策		08 良好で快適な生活環境の形成				
		施策		02 快適な居住環境の形成				
目的		建築基準法に基づき設置している建築審査会の開催を通して、建築物に対する不服申し立てや可否・同意など、建築行政の公正な運営を図る。						
対象者等		荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者。建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者。						
内容		1 建築審査会の職務①建築基準法による特定行政庁の許可等に対する同意 ②特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決 ③特定行政庁の諮問に応じた重要事項の審議 ④建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議 2 建築審査会委員（任期2年）会長 1人・委員 4人・専門調査員 1人 3 建築審査会の開催 年10回（H29年度予算） 4 その他会議 全国建築審査会会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議 * 昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部改正により、特別区に建築審査会を設置、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。建築審査会の運営は事務の効率化を図るため、二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。						
経過		昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部（特別区の特例）の改正により、特別区に建築審査会が設置され、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。 S58. 3. 23 荒川区建築審査会条例制定 S63. 12. 23 荒川区建築審査会運営規程制定 H11. 4. 20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課） H14. 3. 28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申 H19. 4. 24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告 H27. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（マン建法関係） H28. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（委員の任期）						
必要性		建築審査会は、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため必要性は極めて高い。						
実施方法		（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	① 同意案件件数		6	5	12			4
	② 審査請求件数		3	0	0			1
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進		継続		法に基づく同意、審査請求による裁決を行う機関として必要である。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,619	1,767	1,817	2,197	1,622	1,880	1,933
決算額(30年度は見込み)		1,225	783	640	2,139	700	847	1,933
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
建築審査会開催数		8	3	2	14	4	3	10
同意案件件数		16	2	2	6	5	12	4
審査請求件数		1	0	1	3	0	0	1
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	委員報酬	548	報酬	委員報酬	1,357	報酬	委員報酬	1,401
旅費	決算書作成	9	報償費	決裁書作成	119	報償費	決裁書作成	119
需用費	費用弁償・全国会議	34	旅費	研修費	117	旅費	研修費	116
需用費	事務用品・図書購入	108	需用費	事務用品・図書購入	50	需用費	事務用品・図書購入	50
役務費	速記録手数料	0	役務費	速記録手数料	116	役務費	速記録手数料	116
使用料等	建築審査会会場	0	使用料等	建築審査会会場	3	使用料等	建築審査会会場	3
負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	108	負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	118	負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	128

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費		4,754	4,602	▲152		地方税	0	0
物件費		43	99	56	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費		0	0	0	都支出金	0	0	0	
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等		108	118	10	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費		0	0	0	その他	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		215	687	472	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲5,120	▲5,506	▲386	
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)		5,120	5,506	386	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲5,120	▲5,506	▲386	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲5,120	▲5,506	▲386	

備考 物件費99千円の内訳は、委員の旅費として65千円、事務費として34千円である。また、補助費等118千円は協議会の分担金である。

問題点・課題 住環境は多様化・複雑化しており、安心・安全な生活環境を求める住民意識の高まりから、建築行政に対する要望や期待は高まっている。また、民事と建築基準法との関係など、解決が難しい問題も増えてきていることから、事務局として、いつ審査請求が提起されてもいように備えておく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き建築指導課建築審査係と密に連携を取り、建築審査会の円滑な運営に努める。	複雑な同意案件には建築審査会への事前説明を行い建築審査会が滞りなく進むよう努めた。	引き続き建築指導課建築審査係と密に連携を図り、建築審査会幹事として建築審査会の円滑な運営に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議(会)質(問)状	

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		9,283	9,262	9,990	8,620	7,541	5,752	5,074
決算額(30年度は見込み)		6,600	5,734	4,982	4,207	3,485	2,868	5,074
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
利子補給率(%)		1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
利子補給期間(年)		15	15	15	15	15	15	15
融資実行額(千円)		24000	30000	0	0	0	0	90000
利子補給件数		50	48	44	42	36	37	40
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	3,485	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	2,868	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	5,074

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		1,682	3,178	1,496		地方税		0	0	0
物件費		0	0	0	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		3,485	2,868	▲ 617	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		86	550	464	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 5,253	▲ 6,596	▲ 1,343		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		5,253	6,596	1,343	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,253	▲ 6,596	▲ 1,343		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,253	▲ 6,596	▲ 1,343		

備考 補助費2,868千円は、融資への利子補給である。

問題点・課題 街づくり事業を円滑に推進していくために導入している事業であり、用地折衝に当たっている職員も含め担当職員が事業の内容を理解し、関係権利者に対して丁寧な説明を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	用地係と連携を図り、本制度の対象者への事業周知に努める。	用地係と連携を図り、本制度の対象者への事業のPRに努めた。	新たに対象事業が増えるため、引き続き用地係と連携を取り、事業対象者に事業のPRをしていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議(要旨)問状	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-02-04		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		住宅建替え資金融資あっ旋事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	諸角	
				担当者名	星野	内線	2825	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-01		住宅建替え資金融資あっ旋事業費				
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 4年度		根拠	荒川区住宅建替え資金融資あっ旋事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成						
	施策	02 快適な居住環境の形成						
目的	区内で老朽住宅（減価償却資産の耐用年数等に関する省令〈昭和40年大蔵省令第15号〉に定める耐用年数の2/3を経過した住宅）を除却し、建替え等を行う方に、住宅の取得に必要な資金の一部を、区が金融機関に融資あっ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより、住宅の防災性の向上を促進し、もって、良好な住環境の形成に資することを目的とする。							
対象者等	① 除却しようとする老朽住宅の所有者又はその親族であること ② 申込者が住民税等を滞納していないこと ③ 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 ④ その他							
内容	1 融資限度額 2,000万円 2 利子補給率 1.5% 3 利子補給期間 融資契約期間の前半分（最長10年） 4 本人負担利率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 5 対象住宅 ① 老朽住宅から耐震性を満たす耐火建築物等の住宅への建替え等であること ② 取得しようとする住宅の所有者又はその親族が居住すること ③ 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上） ④ 老朽住宅又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める簡易建物でないこと ⑤ 取得する住宅が、取扱金融機関の定める条件に該当するものであること ⑥ 取得する住宅が、法その他関係法令の規定に適合するものであること ⑦ その他							
経過	平成8年度：補給利率引き下げ（2.0%→1.2%） 平成10年度：補給利率引き下げ（1.2%→0.9%） 平成12年度：補給期間引き下げ（13年→10年） 平成23年度（12月6日以降）：旧耐震基準の住宅等への補給率を引き上げ（0.9%→1.2%） 平成25年度：老朽住宅の除却を伴うことが必須条件となる。 名称変更（住宅建設・購入資金→住宅建替え資金） 補給利率引き上げ（0.9%又は1.2%→1.5%） H25年12月1日 融資実行日の制限を廃止 平成30年度：元金均等方式による返済に対応							
必要性	区内で老朽住宅を除却し、建て替え等を希望する者に融資あっ旋と利子補給をすることで、住宅の防災性の向上を促進し、良好な住環境の形成を進めていく必要がある。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	あっ旋件数	7	4	7	10	10	目標値は予測値
	②	融資実行件数	7	5	7	10	10	目標値は予測値
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進		継続		手厚い助成制度のない不燃化特区外の地区については、当制度を広く周知し、老朽住宅の建て替えを促していく必要がある。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		52,946	56,400	48,344	40,993	36,205	31,955	28,909
決算額(30年度は見込み)		37,770	31,359	28,144	26,274	24,142	20,491	28,909
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
利子補給率(一般/旧耐震)(%)		0.9 / 1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
最長利子補給期間(年)		10	10	10	10	10	10	10
実行件数/あつ旋件数		27/29	6/7	3/4	7/7	5/4	7/7	10/10
融資実行額(千円)		506,450	107,500	60,000	124,000	98,000	125,000	200,000
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品費	7	需用費	消耗品費	4	需用費	消耗品費	11
負担金補助等	融資あつ旋利子補給	24,134	負担金補助等	融資あつ旋利子補給	20,487	負担金補助等	融資あつ旋利子補給	28,898

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,364	3,178	▲ 186		地方税	0	0
	物件費	7	4	▲ 3	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	24,134	20,487	▲ 3,647	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	172	550	378	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 27,677	▲ 24,219	3,458	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	27,677	24,219	▲ 3,458	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 27,677	▲ 24,219	3,458	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 27,677	▲ 24,219	3,458	

備考 補助費等20,487千円は、融資への利子補給である。

問題点・課題 老朽住宅を耐震性を満たす耐火住宅へ建替えるために有効な事業であるが、平成25年度に老朽住宅の除却を条件としたことから申請件数は少なくなっている。今年度から資金の返済方法の選択肢を増やしたので、事業内容とともに広く周知していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	来庁したお客様だけでなく、電話での問い合わせの際にも、相互に協力しながら積極的にPRを行う。	不燃化特区推進事業担当者と協力しながら、事業のPRを行った。	事業を利用することでどのようなメリットがあるのかを示したパンフレットを作成し、区報や区のホームページで周知する。
②			
③			

他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

況議(会質問状)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-02-05		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事			
事務事業名		住宅増・修築資金融資あっ旋事業		部課名		防災都市づくり部防災街づくり推進課			
				課長名		諸角			
				担当者名		星野			
				内線		2825			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-02		住宅増・修築資金融資あっ旋事業費					
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業					
開始年度		<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 53年度		根拠法令等		荒川区住宅増・修築資金融資あっ旋事業要綱			
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度							
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系		分野		IV 環境先進都市					
		政策		08 良好で快適な生活環境の形成					
		施策		02 快適な居住環境の形成					
目的		荒川区が区内に居住する区民に対し、住宅の増築、修築等に係わる改修工事に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給することにより、区民の住宅の改善に資することを目的とする。							
対象者等		一定の所得以下で、区内にある住宅に、現に引き続き1年以上居住し、住宅の増築、改修等に係わる改修工事に要する資金を必要とする方等							
内容		1 融資あっ旋額 20万円～500万円 2 利子補給率 ①外壁・屋根の修繕工事又は高齢者及び心身障害者同居世帯：1.2% ②一般世帯（①以外の世帯）：0.9% 3 本人負担率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 ①外壁・屋根の修繕又は高齢者・身障者：1.8% ②一般世帯（①以外の世帯）：2.1% 4 返済期間 7年以内（据置期間3ヶ月を含む）							
経過		平成7年度 一般：1.80% 高齢者・身障者：2.25% 平成8年度 一般：1.40% 高齢者・身障者：1.75% 平成9年度 一般：1.20% 高齢者・身障者：1.50% 平成10年度 一般：0.90% 高齢者・身障者：1.20% 平成17年度 アスベスト除去を追加 平成23年度（12月6日以降）外壁・屋根の修繕工事を0.90%から1.20%に拡充 平成30年度：元金均等方式による返済に対応							
必要性		住宅の増修築に際して、資金を必要とする区民には、融資のあっ旋と利子補給をすることで住宅の改善を支援する必要がある。特に、住宅の外壁・屋根の修繕工事を促すことは、災害時における防災性の向上に資するため必要である。							
実施方法		（ <input checked="" type="radio"/> 直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み		目標値 (38年度)	
	①	融資実行件数		0	0	1	6	6	目標値は予測値
	②								
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
30年度		31年度							
推進		継続		住宅の耐震改修にあわせた融資あっ旋によって、地域の防災性の向上を図る必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		763	904	677	621	597	382	371
決算額(30年度は見込み)		98	96	75	48	29	21	371
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利子補給率(一般世帯/その他)(%)		0.9/1.2	0.9/1.2	0.9/1.2	0.9/1.2	0.9/1.2	0.9/1.2	0.9/1.2
利子補給期間(年)		7	7	7	7	7	7	7
実行件数/あっ旋件数		0	1/1	0	0	0	1/1	6/6
融資実行額(千円)		0	2,000	0	0	0	1,500	30,000
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	29	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	21	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	371

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		1,682	3,178	1,496		地方税		0	0	0
物件費		0	0	0	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		29	21	▲8	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		86	550	464	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲1,797	▲3,749	▲1,952		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		1,797	3,749	1,952	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲1,797	▲3,749	▲1,952		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲1,797	▲3,749	▲1,952		

補助費等21千円は、融資への利子補給である。

問題点・課題	問題点・課題
不燃化特区外の地区において住宅の耐震化を進めるために、耐震化に係る助成制度と当融資あっせん制度を併せて周知し、活用してもらう必要がある。	

問題点・課題の改善策			
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震事業担当者と連携を図り、来庁や電話の問い合わせがあった際に積極的にPRを行う。	区民にとってより使いやすい事業にするため、事業改正について検討し、契約金融機関と協議を重ねて事業の方向性を決定した。	事業のメリットをまとめたパンフレットを作成し、窓口や区報でもPRするとともに、契約金融機関にも事業周知の協力を仰ぐ。
②			
③			
他区の実況	(実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区)		
議(要旨)問状	平成25年4定 住宅リフォーム助成制度について		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-02-07		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	分譲マンション対策		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	諸角 明彦	
			担当者名	石坂 美千子		内線	2838	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-05-01	分譲マンション対策費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	13年度	根拠	マンションの管理の適正化の推進に関する法律等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	02	快適な居住環境の形成					
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発、情報の提供を推進し、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保と居住者の意識、マナーの向上を図ることを目的とする。							
対象者等	区内の分譲マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とする。							
内容	<p>1 意識啓発 分譲マンションの居住マナーや維持管理など、基礎的な知識等に関する課題を解決するため、マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とするセミナーを開催するとともに、管理組合にコンサルタントを派遣する。</p> <p>2 交流会 分譲マンションが抱える問題を解決するためには、規約の作成などについて情報の共有化を図ることが重要であり、管理組合等の住民組織の確立を促し、それらが交流を図るための交流会を充実、活性化させていく。</p> <p>3 マンション相談 東京都が実施する管理アドバイザー制度、建替え・改修アドバイザー制度及びマンション専門相談と密接な連携を図り、より一層の相談体制の充実を図る。</p>							
経過	<p>H11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施</p> <p>H12年度 荒川区住宅マスタープランにて「分譲マンションの管理等に関する支援体制の確立について」を方針化</p> <p>H13年度 分譲マンションセミナー実施（毎年1回）</p> <p>H18年度 分譲マンションセミナーを第1部（講義）・第2部（テーマ別グループ情報交換）形式で実施</p> <p>H19年度～ 分譲マンションセミナーを第1部・第2部形式で毎年2回実施</p> <p>H21年度 荒川区マンション実態調査実施</p> <p>※27.4.1近隣まちづくり推進事業から統合</p>							
必要性	分譲マンションは個人財産であるが、区分所有という特殊性や建物規模等から、法律・維持管理に関する技術的な専門知識と適正なマンション管理運営を行う上で管理組合等の自立が必要不可欠である。また、居住者の地域コミュニティへの参加を促進するためにも交流会を活用する必要がある。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>①区内分譲マンション管理組合にセミナー開催通知の送付 ②区報・ホームページ掲載 ③セミナー実施（当日、実態調査アンケート実施。相談窓口の紹介・関連施策についての資料配布。）</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	マンションセミナー（参加者数）	72	60	44	59	63	26年度から28年度の平均
	②	マンション相談（相談件数）	19	9	9	12	16	26年度から28年度の平均
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度	管理意識の向上と情報提供等による管理組合支援は必要である。						
推進	継続							

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		136	136	137	450	450	450	450
決算額(30年度は見込み)		126	126	130	305	264	323	450
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
マンションセミナー(参加者数)		69	78	57	72	60	44	63
マンション相談(相談件数)		16	19	20	19	9	9	16
コンサルタント派遣件数		6	1	0	6	3	6	8
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	210	報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	277	報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	358
需用費	セミナー贈り、事務用品、図書	54	需用費	セミナー贈り、事務用品、図書	46	需用費	セミナー贈り、事務用品、図書	92

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		2,053	1,916	▲137		地方税		0	0	0
物件費		54	46	▲8	国庫支出金		20	40	20		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		210	277	67	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		20	40	20		
賞与・退職給与引当金繰入額		105	331	226	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲2,402	▲2,530	▲128		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		2,422	2,570	148	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲2,402	▲2,530	▲128		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲2,402	▲2,530	▲128		

備考 物件費46千円は事務費であり、補助費等277千円は分譲マンションセミナー講師やコンサルタント派遣講師の謝礼である。また、コンサルタント派遣費用として40千円の国庫支出金の歳入がある。

問題点・課題

- ・マンションの居住環境の維持・向上(管理規約・長期修繕計画等)のため、住民、管理組合の専門的知識を高めていく必要がある。
- ・管理組合と地域コミュニティとの関係が希薄である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	マンションセミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深める。	セミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深めることができた。	マンションセミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深める。
②	荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やす。	マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やすことができた。	荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やす。
③	HP等を利用してPRする。	HP等を利用してPRすることができた。	HP等を利用してPRする。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
決議(要旨)状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年1定 マンション管理について ・平成26年1定 マンション管理問題について ・平成27年度2月会議 マンション等の老朽化への対応 ・平成28年度2月会議 管理不全マンションの対策について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-03-07		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		区民住宅管理運営		部課名		防災都市づくり部施設管理課		
				担当者名		木下		
				課長名		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		区民住宅管理運営費				
		01-01-02		区民住宅大規模改修費				
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成		7年度		根拠		
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度		法令等		
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系		分野		IV		環境先進都市		
		政策		08		良好で快適な生活環境の形成		
		施策		02		快適な居住環境の形成		
目的		中堅所得者層を対象とした住宅を供給することにより定住化の促進を図る。						
対象者等		中堅所得世帯（主な入居要件①所得金額が一定の範囲であること②自ら居住するため、住宅を必要とすること（原則として住宅を所有していない者）③同居親族を有すること）						
内容		1 建設型住宅 ・町屋五丁目住宅（町屋5-9-2、RC造22Fの内、4～22F、124戸） ※高齢者住宅（23戸）、身体障害者区営住宅（6戸）併設（1～3F） ※従前居住者用住宅併設（10戸） 2 業務内容 ・入居者管理（区）：入居募集・許可、使用料決定・徴収、世帯員変更等の各種手続き等 ・保守・管理（指定管理者）：清掃、設備保守点検、一般修繕、空き室修繕、共用部点検等						
経過		平成 7年 4月 1日 西日暮里三丁目住宅（借上型）開設 平成 9年 4月10日 東日暮里六丁目住宅（借上型）開設 平成10年 4月 1日 町屋八丁目住宅（借上型）開設 平成10年 4月20日 町屋五丁目住宅（建設型）開設 平成23年 4月 1日 多子世帯に対する支援を開始（月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施） 平成27年 3月31日 西日暮里三丁目住宅（借上型）終了 平成27年 4月 1日 区内在住要件を廃止 従前居住者用住宅開設（町屋五丁目住宅10戸） 近居世帯に対する支援を開始（月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施） 平成29年 3月31日 東日暮里六丁目住宅（借上型）終了 平成30年 3月31日 町屋八丁目住宅（借上型）終了 平成30年 4月 1日 東京都住宅供給公社を指定管理者に指定						
必要性		良質な公共住宅の供給により、中堅ファミリー世帯の定住化を図る必要がある。						
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） <input checked="" type="radio"/> 建物の維持管理は指定管理者が行い、入居手続、使用料の決定・徴収、入居者管理等は区が行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み		目標値 (38年度)
	①	入居率(%)	65	62	64	70	74	平成30年度からは施設分析シートと計算を合わせる
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
改善・見直し		継続		借上型区民住宅については平成30年3月をもって廃止。区が所有する町屋五丁目住宅は、活用方法等について検討していく。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		235,625	290,877	298,148	235,664	169,192	158,166	180,673
決算額(30年度は見込み)		232,799	288,488	278,136	222,563	153,703	118,863	180,673
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
区民住宅戸数		235	235	235	188	188	164	124
新規入居者数		5	3	13	3	3	8	

予算・決算の内訳

平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	実績評価委員会報酬	20	報償費	実績評価・選定委員会報酬	392	報償費	実績評価委員会報酬	60
需用費	共用部電気・水道	6,131	需用費	共用部電気・水道	5,668	需用費	共用部電気・水道	6,179
役務費	口座振替等手数料	12	役務費	口座振替等手数料	10	役務費	口座振替等手数料・強制執行予納金	822
委託料	指定管理料	32,144	委託料	指定管理料	29,388	委託料	指定管理料	22,092
使用料等	住宅借上料	99,720	使用料等	住宅借上料	60,600	使用料等	住宅管理システムリース	1,703
使用料等	住宅管理システムリース	946	使用料等	住宅管理システムリース	946	工事請負費	町五住宅外壁等改修	136,520
負担金補助等	防災センター負担金	14,730	負担金補助等	防災センター負担金	21,859	負担金補助等	防災センター負担金	13,297

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		12,549	15,206	2,657		地方税		0	0	0
物件費		138,953	89,378	▲49,575	国庫支出金		0	488	488		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		14,750	22,251	7,501	使用料及び手数料		180,023	155,687	▲24,336		
減価償却費		97,668	92,724	▲4,944	その他		14,882	12,633	▲2,249		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		194,905	168,808	▲26,097		
賞与・退職給与引当金繰入額		1,008	2,228	1,220	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲70,023	▲52,979	17,044		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		264,928	221,787	▲43,141	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲70,023	▲52,979	17,044		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲70,023	▲52,979	17,044		

備考 借上区民住宅が返還されたことにより、賃借料として物件費が49,575千円減少した。

問題点・課題 ○区民住宅の家賃は傾斜家賃制度により、家賃が上昇(使用者に対する助成が毎年3.5%ずつ減少)し、平成27年度をもって本来の家賃(市場家賃)となった。住宅の購入や安価な賃貸住宅へ転居が増加しているため、町屋五丁目住宅の新たな活用方針を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	他の借上区民住宅についても、所有者と話し合い、円滑な返還に向け、準備を行う。	他の借上区民住宅についても、所有者と話し合い、円滑な返還に向け、準備を行っている。	
②	次期住宅マスタープランを策定する中で、町屋五丁目住宅の活用方針を検討していく。	次期住宅マスタープランを策定する中で、町屋五丁目住宅の活用方針を検討していく。	次期住宅マスタープランを策定する中で、町屋五丁目住宅の活用方針を検討していく。
③			

他区の実況 (実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)

未実施区…練馬区、足立区、江戸川区、杉並区

議(会)質(問)状

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-03-09		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事	
事務事業名		住宅対策審議会		部課名		防災都市づくり部施設管理課	
				課長名		的場 寛	
				担当者名		金田	
				内線		2823	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-03-01		住宅対策審議会費			
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度		<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 8年度		根拠		荒川区住宅基本条例、荒川区住宅対策審議会規則	
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等			
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系		分野		IV 環境先進都市			
		政策		08 良好で快適な生活環境の形成			
		施策		02 快適な居住環境の形成			
目的		区長の附属機関として、区の住宅施策に関する重要な事項を審議する。					
対象者等		区民等					
内容		1 審議会 区長の諮問に応じ、区の住宅に関する施策について重要な事項を審議し、答申する。 2 委員構成 学識経験者、区議会議員、区民、区職員 3 委員定数 15人以内 4 任期 2年					
経過		平成19年度～20年度 第10回～第15回住宅対策審議会「荒川区における新たな住宅政策のあり方」（審議、答申） 平成25年度～26年度 第16回～第18回住宅対策審議会「荒川区民住宅の今後のあり方」（審議、答申） 平成29年度～30年度 住宅マスタープラン改定に向け、住宅対策審議会において審議、答申（予定）					
必要性		区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要である。					
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） <input type="radio"/> 荒川区住宅基本条例及び荒川区住宅対策審議会規則により荒川区住宅対策審議会を設置し実施する。					
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度		31年度					
継続		継続		区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要である。			

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		732	666	641	647	643	7,857	1,376
決算額(30年度は見込み)		0	508	0	0	0	5,069	1,376
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
住宅対策審議会の開催			3	0	0	0	2	
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	委員報酬	0	報酬	委員報酬	208	報酬	委員報酬	393
旅費	委員交通費	0	旅費	委員交通費	6	旅費	委員交通費	43
需用費	事務用品費	0	需用費	事務用品費	15	需用費	印刷費用	781
役務費	速記料	0	役務費	速記料	95	役務費	速記料	150
使用料等	会場使用料	0	委託料	調査業務委託	4,745	使用料等	会場使用料	9
			使用料等	会場使用料	0			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	433	628	195	地方税		0
	物件費		4,861		国庫支出金		1,820
	維持補修費		0		都支出金		0
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)	0	1,820
	賞与・退職給与引当金繰入額	35	62	27	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲468	▲3,731
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)	468	5,551	222	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲468	▲3,731
特別費用(g)		0		特別収入(f)		0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲468	▲3,731	

平成29年度に調査委託を行ったため、物件費が増加した。

問題点・課題 区の住宅施策の重要な事項について、適切な時期に審議を実施する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	次期住宅マスタープラン(平成31年度から平成40年度)策定にあたり、住宅対策審議会へ諮問し、答申を得る。	次期住宅マスタープラン(平成31年度から平成40年度)策定にあたり、住宅対策審議会を開催し審議会へ諮問した。	審議会を開催し審議会から答申を得る。
②			
③			
他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区) 設置している区 新宿区、文京区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、足立区		
議況(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-03-10		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	住宅マスタープランの推進		部課名	防災都市づくり部施設管理課		課長名	的場 寛	
			担当者名	金田		内線	2823	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成		4年度	根拠	住生活基本法、荒川区住宅基本条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	02	快適な居住環境の形成					
目的	住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進行管理を行う。							
対象者等								
内容	○改定主旨 平成18年6月、「住生活基本法」が制定され、国においては、全国的な住宅ストックの充足や少子・高齢化、人口の減少などの社会情勢の変化を踏まえて「量」の確保から「質」の向上へと住宅政策の転換を図っているところである。区においても、こうした国の動向や都の動向、区の住宅を取り巻く状況を踏まえ、平成21年3月、全面的な改定を行った。 ○基本目標 「下町の暮らしやすさを活かした安心と幸福を実現できる住宅・住環境づくり」							
経過	平成 4年 7月 第1次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成3年度～平成12年度） 平成12年 3月 第2次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成13年度～平成22年度） 平成20年 1月 荒川区住宅対策審議会へ「新たな住宅政策のあり方」について諮問 平成20年12月 荒川区住宅対策審議会から「新たな住宅政策のあり方」について答申 平成21年 3月 第3次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成21年度～平成30年度） 平成31年 3月 第4次住宅マスタープラン策定予定（計画期間 平成31年度～平成40年度）							
必要性	区の住宅施策を総合的・体系的に推進していくための基本計画として必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ①住宅対策審議会へ諮問、審議、答申②素案作成③パブリックコメント④住宅マスタープラン策定 ※住宅マスタープラン策定にあたっては、基礎資料作成のための調査委託を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	住みよさ (%)	90	89	90	90	-	区政世論調査
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
推進	推進	現行の住宅マスタープラン（平成21年度から平成30年度）を見直し、次期住宅マスタープラン（平成31年度から平成40年度まで）を策定する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	840	1,261	421	行政収入	地方税			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計 (a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	67	185	118		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 907	▲ 1,446	▲ 539
		その他行政費用					金融収支差額 (d)			
		行政費用合計 (b)	907	1,446	539		通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 907	▲ 1,446	▲ 539
	特別費用 (g)				特別収入 (f)					
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 907	▲ 1,446	▲ 539		

行政費用のほとんどが、給与関係費である。

備考

問題点・課題
次期住宅マスタープラン（平成31年度から平成40年度）について、平成29年度から住宅審議会による審議をしており、平成30年度に策定する。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	次期住宅マスタープラン策定に向けて、住宅審議会に諮問するとともに、改定に必要な基礎調査及びアンケート調査を実施する。	次期住宅マスタープラン策定に向けて、改定に必要な基礎調査及びアンケート調査を実施するとともに、住宅対策審議会を開催し諮問した。	住宅対策審議会から答申を受けた後、パブリックコメントを実施し、住宅マスタープランを策定する。
②			
③			
他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区) 文京区は未策定（平成25までは策定）		
況議（会質問状）	・平成15年2定 新たな住宅マスタープランの策定について		